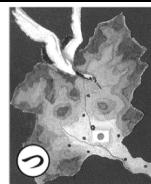




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月31日(月) 号外(第10号)

■ 目次

ページ

規則

- | | |
|---------------------------|---|
| ○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課) | 2 |
| ○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(同) | 5 |

訓令

- | | |
|---------------------------|----|
| ○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課) | 11 |
|---------------------------|----|

■規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県知事 山本一太

群馬県規則第三十四号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五款 家畜衛生研究所(第百二十条―第二百二十二条)」を「第三十五款 削除」に改める。

第八条第一項の表知事戦略部の部戦略企画課の項中「大学連携係」を削り、同部メディアプロモーション課の項中「ぐんまちやん推進室」を削り、同項の次に次のように加える。

エンターテインメント・コンテンツ課	エンターテインメント係、デジタルクリエイティブスクール係、ぐんまちやん推進室
-------------------	--

第八条第一項の表知事戦略部の部デジタルトランスフォーメーション課の項中「デジタル基盤係」の下に「システム最適化係」を加え、同表総務部の部統計課の項中の項目「人口社会係、経済産業係」を「統計第一係、統計第二係」に改め、同部危機管理課の項目「危機管理・防災係、計画推進係」を「危機管理係、支援調整係、防災対策係」に改め、同表健康福祉部の部健康長寿社会づくり推進課の項中「生活習慣病・歯科保健係」を「企業参入・経営基盤強化係」に改め、同表農政部の部農業構造政策課の項中「食育推進係」を「金融係・経営・事業承継支援係、流通・サービス業係」を「パワーアップ推進係、金融係・経営支援係」に改め、同表県土整備部の部建築課の項中「設備係」の下に「盛土安全推進室」を加え、同条第二項の表メディアプロモーション課の部ぐんまちやん推進室の項を削り、同部の次に次のように加える。

第八条第一項の表生活こども課の部政策推進室の項中「少子化対策係」を削り、同表に次のように加える。

建築課	エンターテインメント・コンテンツ課
盛土安全推進室	ぐんまちやん推進室
盛土安全推進係	コンテンツ係、プロモーション係

第八条第四項の表スポーツ局の部スポーツ振興課の項中「アウトドアスポーツ係」を削り、同部湯けむり国スポ・全スポーツぐんま準備課の項中「競技運営係、冬季大会係」を「競技式典係、全国障害者スポーツ大会係」に改め、同表戦略セールス局の部観光魅力創出課の項中「観光魅力創出課」を「観光リトリート推進課」に、「インバウンド推進係 国内誘客係、リトリート推進室」を「インバウンド・誘客促進係、事業推進係」に改め、同部eスポーツ・クリエイティブ拠点化推進課の項中「クリエイティブ人材係、施設活用係、クリエイティブ拠点化推進室」を「施設活用係、拠点化推進係、映像制作サポート係、クリエイティブ人材育成室」に改め、同条第五項の表観光魅力創出課の部を削り、同表eスポーツ・クリエイティブ推進課の部クリエイティブ拠点化推進室の項中「クリエイティブ拠点化推進室」を「クリエイティブ人材育成室」に、「拠点化推進係、映像制作サポート係」を「クリエイティブ人材係、TUMO係」に改める。

第九条第二項の表「システム開発係」を「財務会計システム係」に改める。

第十二条の二メディアプロモーション課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

エンターテインメント・コンテンツ課

一 新たなコンテンツを活用した発信業務に関する事。

二 エンターテインメント分野における発信業務に関する事。

三 デジタルクリエイティブ人材の育成に関する事(知事戦略部の主管に属するものに限る。)。

四 ぐんまちやんのコンテンツ管理に関する事。

五 ぐんまちやんのプロモーションに関する事。

第十三条税務課の項第五号中「電算システム」を「システム」に改める。

第十三条の二地域創生課の項中第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 県民会館に関する事。

第十三条の二文化振興課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条湯けむり国スポ・全スポーツぐんま準備課の項第一号中「及び第二十八回全国障害者スポーツ大会」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 第二十八回全国障害者スポーツ大会に関する事。

第十三条の二の二生活こども課の項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とする。第十三条の三薬務課の項第六号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同条地域福祉課の項に次の一号を加える。

二十二 再犯の防止等の推進に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

第十四条廃棄物・リサイクル課の項中第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に関する事。

十五 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の施行に関する事。

第十五条 農政課の項第二十三号を削り、同条農業構造政策課の項中第二十九号を第三十号とし、第十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げる、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 企業等の農業参入の推進に関する事。

第十七条 観光魅力創出課の項中「観光魅力創出課」を「観光リトリート推進課」に改め、同条eスポーツ・クリエイティブ推進課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

六 デジタルクリエイティブ人材の育成に関する事(他課の主管に属するものを除く)。

七 群馬県ツクルン及びツーモグンマの運営に関する事。

第十九条第一項中「係長」の下に「(チームリーダーを含む。以下同じ。)」を加える。

第二十条第二号中「林業試験場・家畜衛生研究所」を「林業試験場」に改める。

第二十九条第四項を削る。

第三十条第一項の表群馬県前橋行政県税事務所の項中「不動産取得税係」の下に「家屋評価係」を加え、同表群馬県高崎行政県税事務所の項中「不動産取得税係、軽油引取税係」を「不動産・軽油係」に改め、同条第二項不動産取得税係の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項不動産取得税係の項の次に次のように加える。

家屋評価係

一 家屋評価事務に関する事。

第三十条第二項軽油引取税係の項第二号中「(前橋行政県税事務所に限る。)」を削り、同条第二項不動産・軽油係の項第一号中「(第七号及び第十号)」を「(第六号及び第九号)」に改め、同条第二項不動産・軽油係の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項第二号中「及び第二号」を削り、同条第五項中「(第二号を除く。)」を削る。

第五十八条ただし書中「次条第三項」を「次条第二項」に改める。

第七十八条第二項衛生係の項第十四号中「大麻取締法」を「大麻の栽培の規制に関する法律」に改める。

第一百五十五条第一項の表群馬県吾妻環境森林事務所の項及び群馬県利根沼田環境森林事務所の項中「森林土木係」を「森林土木第一係、森林土木第二係」に改め、同条第二項総務環境係の項に次の三号を加える。

八 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関する事。

九 使済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する事。

第一百五十五条第二項環境保全係の項第三号中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」を削り、同条第二項廃棄物係の項第三号か

ら第五号までを削り、同条第二項森林土木係の項第七号中「(吾妻環境森林事務所を除く。)」を削り、同条第二項森林土木第一係の項第五号中「(吾妻環境森林事務所を除く。)」を加える。

第一百十九条の二に次のとおり書を加える。

ただし、次条第七項病性鑑定第一係及び病性鑑定第二係の分掌事務については、群馬県の区域を所管するものとする。

第一百十九条の三第一項の表群馬県中部農業事務所の部農畜産課の項中「農畜産指導係」を「農畜産係」に改め、同部担い手・園芸課の項中「担い手支援係、園芸指導係、野菜指導係」を「担い手係、園芸係、野菜係」に改め、同項の次に次のように加える。

渋川地域農業課	担い手係、生産係
伊勢崎地域農業課	担い手係、生産係

第一百十九条の三第一項の表群馬県吾妻農業事務所の部農畜産課の項中「農畜産指導係」を「農畜産係」に改め、同部担い手・園芸課の項中「担い手支援係、園芸指導係」を「担い手係、園芸係」に改め、同表群馬県利根沼田農業事務所の部農畜産課の項中「農畜産指導係」を「農畜産係」に改め、同部担い手・園芸課の項中「担い手支援係、園芸指導係、野菜指導係」を「担い手係、園芸係、野菜係」に改め、同項の次に次のように加える。

藤岡地域農業課	担い手係、生産係
富岡地域農業課	担い手係、生産係

第一百十九条の三第一項の表群馬県吾妻農業事務所の部農畜産課の項中「農畜産指導係」を「農畜産係」に改め、同部担い手・園芸課の項中「担い手支援係、園芸指導係」を「担い手係、園芸係」に改め、同表群馬県利根沼田農業事務所の部農畜産課の項中「農畜産指導係」を「農畜産係」に改め、同部担い手・園芸課の項中「担い手支援係、園芸指導係、野菜指導係」を「担い手係、園芸係、野菜係」に改め、同項の次に次のように加える。

桐生地域農業課	担い手係、生産係
館林地域農業課	担い手係、生産係

第一百十九条の三第二項を削り、同条第三項中「地区農業指導センターの名称、」を「各地域農業課の」に改め、同項の表中「群馬県中部農業事務所担い手・園芸課渋川地区農業指導センター」を「群馬県中部農業事務所渋川地域農業課」に、「群馬県中部農業事務所担い手・園芸課伊勢崎地区農業指導センター」を「群馬県西部農業事務所伊勢崎地域農業課」に、「群馬県西部農業事務所担い手・園芸課伊勢崎地区農業指導センター」を「群馬県西部農業事務所藤岡地域農業課」に、「群馬県西部農業事務所担い手・園芸課伊勢崎地区農業指導センター」を「群馬県西部農業事務所富岡地域農業課」に、「群馬県西部農業事務所富岡地域農業課」に、「群馬県東部農業事務所担い手・園芸課桐生地区農業指導センター」を「群馬県東部農業事務所桐生地域農業課」に、「群馬県東部農業事務所桐生地域農業課」に、「群馬県東部農業事務所担い手・園芸課館

林地区農業指導センター」を「群馬県東部農業事務所館林地域農業課」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第四項」を削り、同項農畜産指導係の項中「農畜産指導係」を「農畜産係」に改め、同条第九項担い手支援係の項中「担い手支援係」を「担い手係」に改め、同条第九項担い手支援係の項第七号中「第四項」を「第一項」に、「地区農業指導センター」を「地域農業課」に改め、同号を同条第九項担い手支援係の項第八号とし、同条第九項担い手支援係の項第六号を同条第九項担い手支援係の項第七号とし、同条第九項担い手支援係の項第五号を同条第九項担い手支援係の項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 スタートアップ共創実証事業に関すること。

第一百十九条の三第九項園芸指導係の項中「園芸指導係」を「園芸係」に改め、同条

第九項野菜指導係の項中「野菜指導係」を「野菜係」に改め、同条第九項生産指導係の項中「生産指導係」を「生産係」に改め、同条第九項衛生防疫係の項の次に次のように加える。

病性鑑定第一係及び病性鑑定第二係

一 病性鑑定、検査、試験等の技術的調整に関すること。

二 家畜疾病的病性鑑定に関すること。

三 家畜衛生に係る試験研究及び調査に関すること。

四 その他病性鑑定技術の研修及び家畜衛生の向上に関すること。

第一百十九条の三第九項を同条第七項とし、同条第十項中「及び第四項」を削り、

一項中「第九項」を「第七項」に、「園芸指導係」を「園芸係」に、「同項野菜指導係の項各号」を「同項野菜係の項各号」に改め、同項を同条第九項とする。

第一百十九条の四第二項に次のただし書きを加える。

ただし、第四項病性鑑定第一係及び病性鑑定第二係の分掌事務については、群馬

県の区域を所管するものとする。

第一百十九条の四第四項に次のように加える。

病性鑑定第一係

一 病性鑑定、検査等の技術調整に関すること。

二 病性鑑定(ウイルス及び細菌検査に係るものに限る。)に関すること。

三 家畜衛生(ウイルス及び細菌検査に係るものに限る。)に係る試験研究、調査及び技術の向上に関すること。

四 伝染病予防関連業務に関すること。

病性鑑定第二係

一 病性鑑定(病理、生化学及びBSE検査に係るものに限る。)に関すること。

二 家畜衛生(病理、生化学及びBSE検査に係るものに限る。)に係る試験研究、調査及び技術の向上に関すること。

三 家畜衛生情報に関すること。

四 飼料検査に関すること。

第三章第二節第三十五款を次のように改める。

第三十五款 削除

第一百三十一条第十一号中「調査及び指導」を「及び調査」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「地域共同開発の推進」を「共同研究」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「農業技術センター研究生」の下に「等」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「に係るバイオテクノロジー及び遺伝資源」を「の品種育成」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 環境負荷低減・資源循環型農業、高温対策等の県の施策に連動したプロジェクト研究の調整及び進行管理に関すること。

第四百三十四条第一項の表企画部の項中「企画部」を「企画・プロジェクト研究部」に、「機械施設連携係」を「プロジェクト研究推進係」に改め、同条第二項機械施設連携係の項第一号中「及び研究成果の普及」を「研究成果の普及及び共同研究」に改め、同条第二項機械施設連携係の項第二号から第四号までを次のように改める。

二 環境負荷低減・資源循環型農業、高温対策等の県の施策に連動したプロジェクト研究の調整及び進行管理に関すること。

三 農業技術センターが開発する技術の経営評価に関すること。

四 農業技術センター研究生等に関する事。

第一百三十四条第二項プロジェクト研究推進係の項第五号を削り、同条第二項野菜第一係の項中「野菜第一係」を「育種係」に改め、同条第二項野菜第一係の項第二号中「作物のバイオテクノロジー」を「DNAマーカーを活用した品種育成」に改め、同条第二項野菜第一係の項及び野菜第三係の項を削り、同条第二項果樹係の項の前に次のように加える。

野菜係

一 野菜の栽培における環境負荷低減・資源循環型農業への転換に向けた試験研究及び調査に関すること。

二 野菜の栽培における低コスト化及び安定生産技術についての試験研究及び調査に関すること。

三 野菜の栽培における気候変動対応技術についての試験研究及び調査に関すること。

第一百三十五条第三項中「環境部発生予察係」を「土壤・病害虫部発生予察係」に改める。

第一百三十五条第三項中「環境部発生予察係」を「土壤・病害虫部発生予察係」に改める。

第一百五十八条の三第二項の表前条第四号(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する事に限る。)、第十一号から第十七号まで及び第二十二号(対象工事の届出に関する事に限る。)に掲げる業務の部渋川市、北群馬郡、佐波郡の項中「渋川

群馬県報

号外 (第10号)

令和7年3月31日(月)

市」を「伊勢崎市、渋川市」に改め、同部みどり市、邑楽郡の項中「みどり市」を「桐生市、館林市、みどり市」に改める。

第一百六十九条第四項中「及び桐生水質浄化センター」を削る。

第一百七十三条第三項の表各地域機関等の項中「次長」を「主監、次長、専門官」に改め、同表試験研究機関の項中「参事、」を削り、同表行政県税事務所の項中「主監及び税務専門官」を削り、同表防災航空センターの項、女性相談支援センターの項及びぐんま学園の項を削り、同表保健福祉事務所の項中「危機管理専門官」を削り、同表保健所の項中「危機管理専門官、」を削り、同表食肉衛生検査所の項中「輸出食肉専門官」を削り、同表環境森林事務所の項中「及び林業政策専門官」を削り、同表森林事務所の項を削り、同表産業技術専門校の項中「専門官」を削る。

第一百七十四条の表観光審議会の項中「観光魅力創出課」を「観光リトリート推進課」に改める。

（附則）
1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一百五十八条の三第二項の改正規定は、同年五月二十六日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県行政組織規則に規定する機関が行つた処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、改正後の同規則に規定する相当の機関が行つた処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。
(地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部改正)

3 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則（昭和四十一年群馬県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。
第三号中「課長」の下に「、新病院建設室長」を加え、「新病院建設準備主監」を「技術主監、薬剤主監」に改める。

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

群馬県知事 山本一太

群馬県規則第三十五号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

群馬県事務委任規則（昭和四十三年群馬県規則第七十二号）の一部を次のように改める。
別表第二第四号の表二十八の部を次のように改める。

二十八 栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）	第一 第十二条第二項の規定による大麻の廃棄の届出の受理及び職員による廃棄の立会いの実施	保健所長
------------------------------------	---	------

二 第二十二条の三第一項の規定による大麻栽培者等からの報告の微収又は職員による立入検査若しくは試験のための大麻等の収去	保健所長
---	------

別表第二第四号の表六十八の部十一の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表八十七の部二の項中「第六条」を「第五条」に改め、別表第二五号の表中六の部及び七の部を削り、八の部を六の部とし、九の部から四十四の部までを七の部から四十二の部までとし、別表第二第六号の表三十七の部十六の項中「畜産堆肥活用推進モデル事業」を「環境負荷低減・資源循環型農業推進モデル事業」に改め、別表第二第八号の表十五の部五の項、六の項、八の項、九の項、十七の項及び十八の項中「部長専決」の下に「及び課長専決」を加え、同表三十七の部十二の項中「建築行為及び」を「建築行為等及び」に、「の建築行為」を「の開発行為」に改め、同部十四の項中「建築行為」の下に「等」を加え、同表三十八の部中「経た開発行為」の下に「及び建築行為等」を加え、同表三十九の部を次のように改める。

三十九 宅地造成 及び特定盛土等 規制法（昭和三 十六年法律第百 九十一号）	一 第十二条第一項又は第三十条第一項の規定による工事の許可の申請の受理 二 第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定による工事の協議の受付 三 第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定による工事の計画の変更許可の申請の受理 四 第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による工事の軽微な変更の届出の受理 五 第十六条第三項において準用する第十 五条第一項又は第三十五条第三項において準用する第三十四条第一項の規定による工事の変更の協議の受付	前橋等土木 事務所長 前橋等土木 事務所長 前橋等土木 事務所長 前橋等土木 事務所長 前橋等土木 事務所長
六 第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査の申請の受理	前橋等土木 事務所長	前橋等土木 事務所長
七 第十七条第四項又は第三十六条第四項の規定による土石の除却の確認の申請の正する。	前橋等土木 事務所長	前橋等土木 事務所長

十二 第二十条第三項(第四号に係る部分に係る部分に限る。)又は第三十九条第三項(第四号に係る部分に限る。)の規定により、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずること(第十二条第一項又は第三十四条第二項の許可を受けたものとみなされた場合第一項又は第三十条第一項の規定により受けたものとみなされた場合一定十	十一 第二十条第二項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)又は第三十九条第二項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他必要な措置をとることを命ずること(第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた場合に限り、開発審査会の議を経た開発行為及び一ヘクタール以上の規模の開発行為に係るものを除く。)	十 第十九条第一項又は第三十八条第一条の規定による定期の報告の受理	九 第十八条第二項又は第三十七条第二項の規定による中間検査合格証の交付(第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた場合における中間検査の実施(開発審査会の議を経た開発行為及び一ヘクタール以上の規模の開発行為に係るものを除く。))	八 第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定による中間検査(以下この項における「中間検査」という。)の申請の受理及び第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた場合における中間検査の実施(開発審査会の議を経た開発行為及び一ヘクタール以上の規模の開発行為に係るものを除く。)
前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長

十八 第二十二条第一項又は第四十条第四項の規定による工事の届出の受理	十六 第二十二条第一項又は第四十条第一項の規定による工事の届出の受理	十五 第二十条第六項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。)又は第三十九条第六項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、災害防止措置に要した費用を該工事主等又は土地所有者等に負担させること(第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた場合に限り、開発審査会の議を経た開発行為及び一ヘクタール以上の規模の開発行為に係るものを除く。)	十四 第二十条第五項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。)又は第三十九条第五項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、災害防止措置の全部又は一部を講ずること(第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた場合に限り、開発審査会の議を経た開発行為及び一ヘクタール以上の規模の開発行為に係るものを除く。)	十三 第二十条第四項又は第三十九条第四項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、当該工事の施行の停止を命ずること(第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた場合に限り、開発審査会の議を経た開発行為及び一ヘクタール以上の規模の開発行為に係るものを除く。)
前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長

				項の規定による転用の届出の受理
二十三 第二十五条又は第四十四条の規定	二十 第二十三条第一項又は第四十二条第一項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の実施の命令(第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた場合に限り、開発審査会の議を経た開発行為及び一ヘクタール以上の規模の開発行為に係るもの)を除く。)	二十 第二十三条第一項又は第四十二条第一項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の実施の命令(第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた場合に限り、開発審査会の議を経た開発行為及び一ヘクタール以上の規模の開発行為に係るもの)を除く。)	二十 第二十三条第一項又は第四十二条第一項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の実施の命令(第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた場合に限り、開発審査会の議を経た開発行為及び一ヘクタール以上の規模の開発行為に係るもの)を除く。)	前橋等土木事務所長
前橋等土木	前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長	前橋等土木事務所長	事務所長

別表第二第八号の表三十九の部の次に次のように加える。

三十九の二 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)	一 第五十二条又は第八十二条の規定による費用の額の算定基礎の明示
三十九の三 群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和七年群馬県規則第二十七号)	二 第八十八条の規定による証明書の交付
二止・再開届の受理	一 第六条の規定による工事着手届出書の受理

別表第二第八号の表四十の部五の項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同部十三の項中「第十八条第二十五項」を「第十八条第四十項」に改め、同表五十六の部一の項中「第八条」を「第七条」に改め、同部二の項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同部三の項中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同部四の項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同部五の項及び六の項を削り、同部七の項中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同部三の項中「第二十八条」を「第二十七条」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同部二の項中「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同部三の項中「第二十九条」を「第二十八条」に改め、「第二十四条第一項」に改め、同部四の項中「第二十九条」を「第二十八条」に改め、「第二十四条第一項」に改め、同部五の項を削り、同表五十九の部三の項を削り、同部四の項中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改め、同項を同部三の項とし、同部中五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、七の項を六の項とする。

二十四 第二十七条第一項の規定による工事の届出の受理	別表第二第八号の表三十九の部の次に次のように加える。
事務所長	事務所長

別表第十の二十七の項中「LINEスタンプ、CD及び音声・映像配信の売上分配金並びに」を「及び」に改め、同表中六十二の項を八十二の項とし、三十二の項から六十一の項までを五十二の項から八十一の項までとし、三十一の項の次に次のように加える。

三十二 安中総合射撃場の使用料に係る現金の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
三十三 地域外交課における歳計外現金(災害等支援金の募集に係るものに限る。)の出納及び保管	会計局会計管理課の審査室長である出納
三十四 都市整備課における歳計外現金(行政代執行に係る費用の納付命令金及び納付命令金に係る徴収金の滞納処分に係るものに限る。)の出納及び保管	会計局会計管理課の審査室長である出納
三十五 群馬県消防法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十二号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
三十六 群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十四号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
三十七 群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十七号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
三十八 群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十六号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
三十九 群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第四十八号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
四十 群馬県温泉法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第七十一号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
四十一 群馬県採石法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第七十三号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納

四十二 群馬県砂利採取法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第七十四号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
四十三 群馬県屋外広告物条例第三十七条第一項から第三項までに規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
四十四 群馬県開発行為許可等手数料条例(平成十一年群馬県条例第九十二号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
四十五 群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第七十七号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
四十六 群馬県サービス付き高齢者向け住宅事業登録手数料条例(平成二十三年群馬県条例第四十五号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
四十七 証明手数料条例(昭和二十三年群馬県条例第三十八号)第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
四十八 群馬県立学校の入学料等に関する条例(昭和二十三年群馬県条例第六十九号)第二条第一項に規定する受検料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
四十九 群馬県建設業法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第六十九号)第二条に規定する手数料のうち、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項及び第三項、第二十七条の二十九第一項に規定する手数料のうち、建設業許可・経営事項審査電子申請システムにより行われた場合における当該申請等に係る手数料(キャッシュレス決済によるものに限る。)の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
五十 エンターテインメント・コンテンツ課におけるLINEスタンプ、CD並びに音声及び映像配信の売上分配金の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納
五一 群馬県県有施設共通パワースポーツ条例(平成十三年群馬県条例第十号)第一条の共通パワースポーツの発行に係る申込みが群馬県LINE公式アカウント「群馬県デジタル窓口」により行われた場合における当該共通パワースポーツの料金の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納

別表第十一の二の項中「LINEスタンプ、CD及び音声・映像配信の売上分配金並びに」を「及び」に改め、同表中四十の項を六十六の項とし、三十三の項から三十九の項までを五十九の項から六十五の項までとし、三十二の項を五十一の項とし、同項の次に次のように加える。

四十三 群馬県建設業法関係手数料条例第二条に規定する手数料のうち、建設業法第三条第一項及び第三項、第二十七条の二十六第一項並びに第二十七条の二十九第一項に規定する申請等が建設業許可・システム経定する申査電子申請システム	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	別表第十一中三十一の項を四十二の項とし、同項の次に次のように加える。	五十二 群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	五十三 群馬県採石法関係手数料条例第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	五十四 群馬県砂利採取法関係手数料条例第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	五十五 群馬県屋外広告物条例第三十七条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	五十六 群馬県開発行為許可等手数料条例第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	五十七 群馬県サービス付き高齢者向け住宅事業登録手数料条例第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	五十八 証明手数料条例第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納
---	------------	--------------------	------------------------------------	--------------------------------------	------------	--------------------	---------------------------------	------------	--------------------	-----------------------------------	------------	--------------------	--------------------------------	------------	--------------------	-----------------------------------	------------	--------------------	---	------------	--------------------	---------------------------	------------	--------------------

三十六 安全総合射撃場の使用料に係る現金の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	別表第十一中三十の項を四十一の項とし、二十六の項から二十九の項までを三十七の項から四十の項までとし、二十五の項を二十五の項とし、同項の次に次のように加える。	四十九 群馬県開発行為許可等手数料条例第二条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	四十八 都市整備課における歳入金に係る現金(行政代執行に係る費用の納付命令金及び納付命令金に係る徴収金の滞納処分に係るものに限る。)の出納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	四十七 都市整備課に属する歳入金に係る現金(行政代執行に係る費用の納付命令金及び納付命令金に係る徴収金の滞納処分に係るものに限る。)の出納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	四十六 群馬県屋外広告物条例第三十七条第一項から第三項までに規定する手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	四十五 群馬県砂利採取法関係手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納	四十四 群馬県採石法関係手数料の収納	会計局会計管理課の員	会計局会計管理課の審査室長である出納
-------------------------	------------	--------------------	--	-----------------------------------	------------	--------------------	---	------------	--------------------	---	------------	--------------------	--	------------	--------------------	----------------------	------------	--------------------	--------------------	------------	--------------------

別表十一中二十四の項を三十四の項とし、二十一の項から二十三の項までを三十一の項から三十三の項までとし、二十の項を二十八の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>三十 群馬県温泉法関係手数料 の収納</p>	<p>器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係 手数料条例第二条に規定する 手数料の収納</p>	<p>会員</p>	<p>会計局会計管理課の 審査室長である出納</p>
<p>会員</p>	<p>会計局会計管理課の 審査室長である出納</p>	<p>会員</p>	<p>会員</p>

別表第十一中十九の項を二十七の項とし、十七の項及び十八の項を削り、十六の項を二十六の項とし、十五の項を二十五の項とし、十四の項を二十二の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>二十三　児童扶養手当過払返納金の返納人に対して戸別訪問した場合における当該返納金の収納</p> <p>二十四　母子福祉資金貸付金償還金、父子福祉資金貸付金償還金若しくは寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納者に対して戸別訪問した場合又は別に定める未収金債権について徴収の事務の委託を受けた者が徴収した場合における当該未収金の収納（特に児童福祉課で行う必要があるものに限る。）</p>	<p>会計局会計管理課の分任審査室長である出納員</p> <p>会計局会計管理課の分任審査室長である出納員</p>
	<p>児童福祉課の分任出納員</p>

別表第一の十三の項を同表二十の項とし、同項の次に次のように加える。

別表第十一中十二の項を十九の項とし、十一の項を十八の項とし、十の項を十七の項とし、	二十一 群馬県銃砲刀劍類所持 等取締法関係手数料条例第二 条に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の 審査室長である出納 員	文化財保護課の分 任出納員
---	--	-----------------------------	------------------

項とし、九の項を十二の項とし、同項の次に次のように加える

十三 群馬県消防法関係手数料 条例第二条に規定する手数料 の収納	十四 群馬県高压ガス保安法関 係手数料条例第二条に規定す る手数料の収納	十五 群馬県液化石油ガスの保 安の確保及び取引の適正化に 関する法律関係手数料条例第 二条に規定する手数料の収納	十六 証明手数料条例第二条に 規定する手数料の収納
会計局会計管理課の 審査室長である出納	会計局会計管理課の 審査室長である出納	会計局会計管理課の 審査室長である出納	会計局会計管理課の 審査室長である出納
消防保安課の分任 出納員	消防保安課の分任 出納員	消防保安課の分任 出納員	消防保安課の分任 出納員

別表第十一中八の項を十一の項とし、七の項を十の項とし、六の項を九の項とし
五の項を六の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>八 群馬県県有施設共通バスポート条例第一条の共通バスポートの発行に係る申込みが群馬県LINE公式アカウント「群馬県デジタル窓口」により行われた場合における当該共通バスポートの料金の収納</p>	<p>現金（災害等支援金の募集に係るものに限る。）の出納及び保管</p>
<p>会計局会計管理課の審査室長である出納員</p>	<p>会計局会計管理課の審査室長である出納員</p>
<p>財政課の分任出納員</p>	<p>財政課の分任出納員</p>

別表第十一 中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のようになる。

三 エンター・テインメント・コ ンテンツ課におけるLINE スタンプ、CD並びに音声及 び映像配信の売上分配金の 収納	会計局会計管理課の 審査室長である出納員	エンター・テインメント・ コンテンツ課の分任出納員
--	-------------------------	------------------------------

令和7年3月31日（月）

定する特定事業の変更の許可をする」を「の規定による土砂等の搬入計画の変更の届出を受け付ける」に改め、同号(三)中「第十条第三項」を「第十条第二項」に、「特定事業」を「土砂等の搬入計画」に改め、同号(六)中「特定事業」を「埋立等事業」に改め、同号中(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

四 第十条第三項の規定による土砂等の搬入計画の届出をした者の地位を承継した旨の届出を受け付けること。

別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第十三号(八)から(十四)まで削り、同号(七)中「特定事業」を「埋立等事業」に改め、同号中(七)を(八)とし、(八)から(十四)までを(九)から(廿)までとし、同号の次に次の一号を加える。

十三の二 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和七年群馬県条例第二十一号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされ、改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例に其の二

(一) 第九条第二項の規定により、施工計画が技術上の基準に適合していることにつづく次の事務

(二) ついて 専門知識を有する者の意見を聴くこと。
第十条第一項に規定する特定事業の変更の許可をすること。
第十条第三項の規定による特定事業の軽微な変更に係る届出を受け付けること。

四 第十一条第一項の規定による土砂等の搬入の事前届出を受け付けること。
五 第十一条第三項の規定により、同条第一項の規定による届出に係る土砂等の規定による届出を受けること。

同多第十一号第三項の規定によれば、居宅に依る二種等の搬入に關する必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずること。

(六) 第十二条第一項の規定による特定事業の完了等に係る届出を受け付けること 第十二条第二項の規定により、特定事業が施工計画及び特定事業区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害発生の防止に関する計画に適合しているかに

(八) ついての確認を行うこと。
第十二条第三項の規定により、同条第二項の確認の結果を通知すること。
第二十三条第二項の規定による特許登録の件に付する者に立証書を交付すること。

〔十一〕 第三十二条第一項の規定による特定事業の許可等を受けた者の地位を有継した旨の届出を受け付けること。

(七) 第十七条第一項又は第二項の規定による特定事業に係る土壤検査の結果等の報告を受けること。

〔第六条〕を〔第十一条〕に改め、同号〔中〕〔第八条〕を〔第十二条〕に改め、同号〔中〕〔第九条第二項〕を〔第十三条第二項〕に改め、同表県土整備部の部河川課の項第一号〔中〕〔五、八及び国〕を〔五、内、七、十及び国〕に改め、同号中〔毛〕を〔毛〕とし、〔五、八及び国〕までを〔七、九から〔毛〕までとし、四の次に次のように加える。

(五) 第二十三条の規定による河川の流水の占用で、発電のための許可（部長専決に係るもの）をすること。

土地の占用、第二十六条第一項の工作物の新築等、第二十七条第一項の土地の掘削等、第五十五条第一項の河川保全区域内における行為又は第五十七条第一項の河川予定地内における行為の許可をすること。

第一項の(三)に付する行款の語に付する。別表第三第三号の表県土整備部の部建築課の項第二号(一)中「宅地造成等規制法の一別表第三第三号の表県土整備部の部建築課の項第二号(一)中「宅地造成等規制法の一項の規定によりなお従

前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法を削り、「他人の占有する土地に立ち入る」を「基礎調査を実施する」に改め、同号に次のように加える。

(二) 第四条第二項の規定により、基礎調査の結果を関係市町村長に通知し、及び公表すること。

四 第八条第三項の規定により、収用委員会に土地収用法第九十四条第一項の規定による裁決を申請すること。

別表第三第三号の表県土整備部の部建築課の項第三号(中「第四条第三項」を「第四条第五項」に改め、同号(七)を削り、同号中(八)を(七)とし、(九)を(八)とし、(十)を(九)とし、

(十) 第十三条の二第三項の規定により、同条第一項の規定による処分を受けた者に對し、期間を定めて二級建築士試験又は木造建築士試験を受けることがで
きないものとする。

きないものとすること
別表第三第三号の表県土整備部の部建築課の項第三号(イ)中「第十五条第三号」を
「第十五条第一号」に改め、同号(イ)を削り、同号中(イ)を(イ)とし、(イ)を(イ)とし、同号(イ)中(イ)

(二) 第二十三条の五第一項の下に「又は第二項」を加え、同号中(六)を(五)とし、(七)から(三)までを(六)から(四)までとし、その次に次のように加える。

別表第三第三号の表県土整備部の部建築課の項第五号(一)中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附
則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第三号の改正規定及び同号の次に一号を加える改正規定、同表県土整備部の部建築課の項第一号の改正規定、別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第十三号の改正規定及び同号の次に一号を加え

る改正規定並びに同項第十四号の改正規定並びに同表県土整備部の部建築課の項第一号の改正規定は、同年五月二十六日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111
